



それゆゑ、担当課長等の説明を求め審議を行なつたわけであり
ますので、以下各課所管分ごとに、大略の説明申しあげます。

まず福祉事務所関係についてですが、社会福祉費の補正は、
総額九百七十一万四千円でありますが、その主なものは職員の人件
費、民生委員報酬および活動費、福祉会館内における福祉
業務や児童保育を社会福祉協議会に委託しているための委
託料、身体障害者に対する扶助料、市民会館の屋根の塗
装および備品購入費等の補正であります。児童福祉費に
おいては一千六百六十八万円の補正であります。これは保育園動
務職員の人件費、保育費の徴収方法を現在の園児持参
から、各金融機関に交付方法へと来年度から改めるための準備
費、またいままでの週三日給食を六日給食とするための非常員
賃金、民間幼稚園に児童を委託しているための措置費、つくし
すみれ両保育園の整備工事費が主なものであり、生活保護費で
は、職員の人件費のほか、医療費等の扶助費の補正で合計
七百九十八万三千円となっております。――この説明があり、各委



員より、民生委員報酬の都補助の内訳について、身体障害者
の受給について、各種補助金が基準財政に占める割合について、
保育園の特別保育について、生活扶助、医療扶助等の受
給について――等々質問に関連する質疑があり、それを次のよう
に答弁がなされました。

まず、民生委員の報酬についてでございますが、民生委員は児童
委員も兼ねていますが、この報酬については都から一人年九ヶ月、活動
費として月一人一千三百五十円、会議費として月一人七十一円の二
千三百二十円、その他、代表一人に総務手当として年千円入る。
これらの都補助金は、一度予算に計上してから委員に支給する
ようになっていた。次の福祉系にける身体障害者は、手帳を
受けている者は現在百六十六名であるということ。補助金はこま補
助等の義務的なものも含めまして、この二万補正を含めて一億
六千六百七十七万円で、総予算に対し九・七%となっている。なお
四年度に於いては一・九%であった。しかし、今後消防、衛生、
児童の補助金が予想されるのでこれより若干ふえると思う。総

予算に対し何%以内にとよという法的規定はないが、今後地帯等を調査し適正を期したい。保育園の保育時間の延長については特別保育となるが、その場合それからの園児が一割以上いはいと都の認可がもうえはい。またそのためには保育も職員はければなりはいと思ふが、現状においては特別保育希望者は一割はいはい。数名の希望者については現在でも時間延長して保育してゐるのでやうあはいはいと思ふ。各扶助の内訳は八月末現在であるが、生活扶助に対して二百三十一万七千六百七十九円、住宅扶助として六十九万四千五百四十四円、教育扶助として六十六万八千六百円、医療扶助として六百四十一万四千二百四十四円、その他として四千九百四十四円、このうち保護施設に入つてゐるものが、生活扶助が五万三千四百六十四円、事務費として五万九千四百八十四円、合計したしまゝして六百六十一万五千四百九十四円とほつてゐる。被保護世帯は百七十九世帯で六百八十四名、このうち外国人は八世帯で四名であること。老人ホームの関係では養護、特別を合わせ九人となつてゐる。――等の答弁があり、なお、精神薄

弱者の相談員――現在二名でございすが、相談員をふやすことについては今後検討したい旨の発言があつたわけでございます。また委員中より駐留軍の離職対策について積極的に取り組んでもらいたい。傷疾軍人に対する援護等についてできる限りやってほしい。――という意見も出された次第であります。

次に衛生課関係でございますが、まず保健衛生費について二百九十九万四千円は、職員の人件費といままで都市計画課で行なつた公園除草を今後衛生課でやることになつたため、九ヶ所六十六万メートルの公園除草薬品代二百万円がほとんどであり、清掃費にのりる八十九万五千円の補正は、職員異動による八十九万九千円の減額と、ごみ収集方法を改善するためのテストケースとして熊川福美各一町内会を紙袋収集してきようとするもので、この対象は一千四百戸、月十枚の紙袋を用意するための費用と焼却場での処理しきれない年末大掃除等のごみ処理場の土地借上料、さらに危険物等の理立用残土購入代、その他ごみ収集用二トンダンプ一台購入代が主なものであるとの説明があり、

本委員より使用してない畑や空地等の除草はどうするか
との質疑があり、担当課長より、それらの地主に対し現在除草
勧告を出している。

現在までのところ六ヶ通出いた勧告書に対し、そのうち二ヶ件
が至急自分で処理する。——との回答をよこしている。米回
答者に対しては再勧告する。——との回答がなされた。

次に、市民課関係でございますが、まず総務費のうちの交
通災害共済組合の負担金で、当市は四十五年度において
三百七十七万八千五百円を納めたが、交通事故の増加によりま
して、受給額が四百八十六万一千円と一七七%という受給率となり、
この不足額は組織側と当市で負担することになっているので、
当初予算の一万円に今回六万七千円を増額しようとするもの
であります。

町お、今年度も交通事故の多発により、六月末までにすでに
三三%の支給率とになっているので、今年度も相当の赤字が予
想される状況であります。

と、消防民基本台帳費の三百二十六万七千円の補正は、印鑑証明
方法を改正したための百六十三万円の減、その他は人件費の補正
と余例でお願いたしました。火葬費の助成金として百二十一万
平均四千円として四十八万円の増であるものであります。火葬費の
うちの国民年金事務費は、すでに広報でお知らせしたように、
十月一日から国民年金の納付方法を一部改め、各市中銀行
でも取り扱えるようにするための補正で、これにより市民も市役所
までこなくても納付できるようになり、また事務も印鑑貼付の
手間が省けることになります。——等の説明がありました。

これに対し各委員より、当初予算の印鑑を別紙徴金
八十万円は、納付方法の変更により減額されるべきではないか、交
通災害共済組合は生活保護世帯は無料だが、七十才以上の
老人の掛金を公費負担している市があるが、そのような方法をと
る考えはないか、——等の質疑が行われ、理事者側より、納入
方法は改正になったが、加入者の約半数は婦人会が集金しており、
残りは個人委託または直接市役所へ持参納付している。した

かつて新らしい方法による納付額等見きわめて印紙のことは検討
いたしたい。この金融機関納付は婦人会が募金してゐる者以外を
対象として行なうものであります。将来はこの方向にもつてゆくべ
いと思います。交通災害共済掛金に付する老人無料化に
ついては十分検討したい。——等の答弁が行はれました。

以上が当委員会に付託された予算案審議の概要でございます
が、福祉事務所、衛生課、市民課の関係についてそれそれ
採決いたしましたところ、全員一致、原案とおり可決すべきものと
決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおりご可決くださいますようお願いい
申しあげ、補足説明を終らせていただきます。

議長（米次晴男君） 次に飯沼市民体育館建設特別委員長大
野行天君

（飯沼市民体育館建設特別委員長大野行天君登壇）
飯沼市民体育館建設特別委員長（大野行天君） 審査報告を
いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお補足説明をいたします。

去る九月二十日、おなじ回定例会の初日におきまして、本特別委員会
の設置がなされ、同日体育館建設費の付託を交りたわけであ
ります。

九月二十七日、お一回特別委員会を開催しその席上本定例会に
予算案提出までの細部にわたる説明を受けました。

担当課長より、当初予算において「飯沼市民文化スポーツ
センター建設費」として一千万六百万円余の計上をいたが、文化
スポーツセンターでは起債がつきにん、目の名称を「飯沼市民体
育館建設費」とし、全額を減額し振り替えたものである。この
総額一億四千六百六十六万六千六百元に付し、財源内訳は、地方債五千万
円、残り九千六百六十六万六千六百元の一般財源は、競輪収益をもつて計
上し、支出のまたるものは設計監理委託料として予算総額三
億円の二五％とし七百五十万円、先に業者選定委員会に
ついて資本金、設計、経歴等、厳選のやり、三社を選び入

其の結果、加藤設計事務所に来託することになった。常駐管理
理委託料百万円は一月月二千万円の五月分であり、体育館建
設工事費は本年度は一億円となる。また市民体育館用地
地買収費では、多摩河原区画整理に行ける減歩後の面積
六千六百平方メートルであるが、減歩前は九千六百六十九、六
八平方メートルの買収となる。すでに起債により四千五百七十
一平方メートルを買収し、残り四千七百九十九、五七平方メー
トルを公社から妙子の増減はあるが一平方メートル当り七十七
百五十円程度で買収できるものとして三千七百六十六万円余
を計上した。——等の提案理由の説明があり、各委員より活
発な質疑が行なわれた。

まず、予算総額三億円のうち、起債一億三千万円を本年
度は五千万円と留まっているが、補助金についての質問には、都の
補助金については全然つかず、国庫補助のみで、それも補助
対象面積に限度があり、最高限度額は一個平方メートルと
定められております。平方メートル当り一、六二六、六百円であり、

その三分の一をかりての算出方法で補助金がきまり、当体
育館については四百二十万円であります。これについては毎年度支出
ではなく、建築最終年度である本年度補助となる。し
たがって本年度は起債五千万円と自己財源で施行すること
となる。また市民体育館に對しての都の補助については運動は
してゐるが各節にも補助を留めていはい。さらに市長に對する（般
質問においても、体育館については用地買収費等を多少の予
算外を計上いたし、起債をもつて三年計画で行なうと言つておき
はかり、突然大幅な予算が飛ぶ出しわれわれも戸惑つてゐる。
都は起債を認めはかり当然補助金を出すべきである。——
等の質問に對して、市長より多額の経費がかかるのでたいへん
あるが、最初計画したものであり他市の施設をいふと見てゐる
うちに、ふつとつくうとうとうこゝこになつた。起債の条件として
また市民全体の福祉ということからしても、体育館の建設によ
る首長の民パワ―は無理に人を集めるのではなく、集まつたこゝ
ろで話を聞くものであると伺ふ。このことから福祉的は特色を

もたせ、図書館、会議室、保育室等を併設して集会所
ともしたい。今後下水道、東口開発等の額の財源が必要と
なつてくるので、その前に保育園、中央図書館、市民会館等
を建設していかばなりなうと思ふので、これは競輪収益
で投資していただきたい。福生市も他市と比較して公共施設等競
輪収益をもつて、他市にないところの特色を生かした施設をつ
くつていきたい。起債についても（徳内以上で期間が三年以上で
ない）許可されないが、都においては市民会館の福祉につなげる
ものなりということの後援くださる、自治省にもばたらうてくださる、
政務次官の小山先生が助言してくださる、厚生省より起債
が認められた次第であります。ぜひとも保育園建設について
は認め願いたい。——この発言があり、また防衛庁の補助金
については、府中市でも補助を受けられなかつた。瑞穂町では
小中高校の保育園の補助を受け、建設したが、高き制限で
認められず、保育園としての使用ができず現在講堂として
使用している。施設の概要は一階に社会教育関係の会議室、

図書館、茅道場、トレーニング室、幼児教室の保育室など
ある。二階は屋内競技については、すべてできるとなっている。

——茅の建物計画の説明もあり、さらに各委員より、保育園の
建設は大型予算をもつて行はう関係上、他事業に大きく財
源の圧迫を加え、行政面でおくれる心配がある。本保育園の建設
を以て更に支障をきたすようなことがあつてはたいへんであるが、その
点はどうか。また計画の中に茅道場を併設すべきである。——
この希望も申し入れ、早速原案に取り入れ検討する旨の了
承もあり、細部にあたり消差は質疑が行はれました。

市長より、本保育園の建設にともない他事業、また行政面に
支障をきたすようならば進めてまいるとの事前の答へが
ありました。起債の関係上一日も早く工事に着手すべく既
設保育園を早急に視察し、理想的な保育園を建設すべき
であるとの意見が述べられあらゆる角度から質疑ののち、採決の結
果、当予算は原案とおり可決すべきものと決定した次第であ
ります。

慎重に審議のうえ、当委員会の報告とおりご決定くださいますようお願いいたしましたし、報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。こより委員長の報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

田村市郎君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十五号については委員会報告とおり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て、本案は委員会審査報告とおり可決された。この動議が提出されたが本動議のとおり決するにこの動議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十

五号昭和四十六年度福生市（股合）補正予算（第二号）は委員会審査報告とおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日曜市議案第六十六号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたし

ます。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長 関本吉君

（厚生委員長 関本吉君 登壇）

。厚生委員長（関本吉君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照。

本案に対する補正説明を申しあげます。

この補正予算案に対し、市民課長より次のとおり説明がなされました。

この補正予算は、当初予算の総額に才入才出の差をいれ、三百五十万円を追加しようとするもので、その内容は、まず才入

面において、除除料七百五十万四千円を増額補正は、当初予算
編成時においては、被除除者の所得が確定しないため改算定
で計上していたものが、税務関係と同様に所得が確定したための
自然増収によるものである。国庫負担金においては療養給付
費が今後増額するであろうことが予想されるので、医療費全
の四〇%六百三十三万五千円を増額するとともに、過年度分三百
九十八万円を精算のため減額し、差し引き六百九十九万五千
円を増額補正。さらに国庫補助金として助産費補助六千人分
で九十九万五千円、さらに都補助金として育児手当、助産費補
助金各六千人分四十三万九千五百円を増額補正した。また前年
度からの繰越金も確定したので八百六十五万五千円を補正
したものであります。

支出面におきましては、療養給付費において前年度よりハ
%増の一億九千三百万六千円を増額補正。都の国保連合会に
診療費、水の審査を委託しているための手数料で四万一千円。
助産費として一億一万円、六千人分六千万円、育児手当金と

して一億二千円の六千人分二万五千円をそれぞれ補正し、諸支出金
において国および都の支出金三百三十五万三千円を精算還付金
として補正しようとするものである。——以上の説明が行なわれまし
た。

これに対し委員より、この質疑が行なわれ、つねにそれ答へるべ
りな様状いたしましたところ、本補正予算案は全委員異議なく、
原案とおり可決すべきものと決定いたしました次方であります。
何となく本委員会の決定とおりご可決あらんことをお願いし、
補正説明いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。
これより委員長の報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

。田村（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十六号については委員会
報告とおり決定されんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) おばかりいたします。ただいま田村市郡君から所定の賛成者を得て、本案は委員会審査報告とおり可決された。この動議が提出されたが本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第六号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)は本委員会審査報告とおり可決されました。

議長(米次性男君) 日程第六号議案第六十七号福生市福生都市計画福生市地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。建設委員長伊東忠次郎君(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

福生市議会

建設委員長(伊東忠次郎君) 審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本予算案について当委員会における審査の概要についてご説明申し上げます。

まず予算においては、前年度からの繰越金の見通しがつたため、七百三万円、予算においては職員の人件費の減額、事業費では加美平地区として現道補修費として二百万円、補償補てんで一個三百二万五千元、本年度予定している家屋移転等で三十九棟、終了したのが七棟で残りは直接施行となると思うが、極力協議移転できるように努力したいと思う。なお、二・二・七号線の青森線と体交差の関係については、工事設計等につき国鉄、建設公社と協議調整をし、近日中に契約締結の段階に入るものと思う。多摩河原地区におきましては委員の報酬改正による補正と、地区内の現道補修工事費等七十五万八千円の補正であるが、一日目の本会議でご議決いただきまして五日市線の支線交差工事につきましては、一月ごうより遅く

備に入り、二月ごろ着工、工期は四十八年三月三十一日と
るので極力この期間中に終りますよう要請したいと思う。また仮
設地の指定については審議会ではすでに原案をご承認いただき、
三月二日より十日間権利者に見ていただき、この中は一万余坪
ほどの田地も想定している。諸君も大分して三月交付となる
蔵野台の換地積算金百六十七万九千円を補正した。加美平
西部地区については非常に困難をきわめているが、補償費も毎
年繰り越され、事業がはかばかして申しわけなく思っている。然
るに、皆々としては九千九百二十万五千円を予定しているが、年度内にこ
れが消化されるとは考えられぬ。直接施行にもしていくとしても
分用意周到にやうにしたい。また九月二十一日の裁判では原告側
の主張する根拠が薄いので資料を提出せよ。——という裁
判長の発言があり、次回はその四月四日に延びたが、最終はつ
づうにならぬ現在のところ不明である。この事業に直接関係
して反対しているのは二百六名ぐらゐである。現道補修工事
は、曲東部地区は市に引き継いでいるので、今回の補正は西部



地区の分、家屋移転の場合、別に道路をつくり、また一部側
溝補修も考えている。東口開発についても区画整理方式でやる
するはず、企画計画を決定した後に換地操作をするわけだ、
権利者の方々に不安のないよう、結果的には利益となるような方
法にもっていくという説明をしていきたいと思う。——このよう
な説明および質疑に対する答弁がなされ、また東口開発については、
加美平のようなことになりないうち十分留意していただきたい。
——皆々の意見も出され、ついで、本案に対し採決いたしました
ところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定し
た次第でございます。



慎重なる審議をいただき、委員会決定どおりご可決くださ
ることを願ひ申しあげまして補足説明を終らせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。